

長岡市非固定式ごみステーション施設（ごみ収納枠）指定取扱店に係る簡易評価型プロポーザル評価要領

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により長岡市非固定式ごみステーション施設（ごみ収納枠）指定取扱店を決定するにあたり、評価方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 申請書の評価及び事業者の選考は、選定委員会を設置して行う。
- (2) 選定委員会の委員は別に定め、長岡市環境業務課が庶務を行う。
- (3) 選定委員会は、申請書の提出者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選定する。

3 選定方法

- (1) 必要提出物について要件を満たしていないものは失格とする。
- (2) 申請書の内容に関して、選定評価基準を基に各委員が採点する。
- (3) 各委員の評価点数を提案者ごとに集計し、最も点数の高い1者を最優秀者（指定取扱店）として決定する。評価点数が同点となった場合は、委員による選考投票で決定する。
1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決戦投票を行い決定する。
- (4) 提案者が1者の場合でも選定を行い、申請書の内容により総合的に評価した上で適格と認められた場合は、指定取扱店として決定する。

4 選定評価基準

	審査項目	着眼点	配点
①	本業務への取組体制	・ 業務推進体制及び担当者が明確であり、本業務を円滑に実施できる体制が整っているか	5
②	実績	・ 提案者の経歴や実績等は評価できるか	5
③	企画提案力	・ 業務の目的及び内容を十分に理解しているか ・ ごみ収納枠の取り扱いが高齢者であっても容易にできるか ・ ごみ収納枠の耐久性、安全性は確保されているか ・ 修理が容易にできるものか	70
④	価格	・ 町内会等が購入しやすい価格であるか（製品、各部品ごと）	70
評価点合計			150